

第4期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画

この実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)第19条の規定に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防のために実施する特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

1.計画期間

計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とする。毎年度評価を行い、その結果及び状況の変化によって必要な場合は、見直しを行います。

2.対象者等

(1) 特定健康診査の対象者は、原則として、特定健康診査実施年度中に40歳以上75歳未満の安城市国民健康保険被保険者とする。

ただし、妊産婦等「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成20年厚生労働省告示第3号)を除くことができる。

(2) 特定健康診査の受診者全員に対して情報提供を行うほか、特定健康診査の結果から生活習慣病のリスクに応じて階層化し、特定保健指導の対象者を選定する。特定保健指導として、「動機づけ支援」、「積極的支援」を行なう。

ア 特定保健指導の対象者の選定(階層化)

国が定める「特定保健指導対象者の選定基準」に基づき、特定健康診査の結果を踏まえ、生活習慣病のリスクである、内臓脂肪蓄積の程度と、追加リスクの要因数による、階層化を行い、対象者を抽出します。ただし、質問票により服薬中と判断された者は、医療機関における継続的な医学的管理のもとでの指導が適当であるため、対象者から除くこととします。

また、65歳以上75歳未満の者については、動機付け支援のみ実施します。

特定保健指導対象者の選定基準

腹囲/BMI	追加リスク	喫煙歴(注)	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40歳-64歳	65歳-74歳
≧85cm(男性) ≧90cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外でBMI ≧25	3つ該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

(注)喫煙歴の欄の斜線は、階層化の判定が喫煙歴の有無と無関係であることを意味する。

※追加リスクの基準値は以下のとおりである。

①血糖:空腹時血糖が100mg/dl以上 または HbA1c(NGSP値)5.6%以上

(空腹時血糖及びHbA1c(NGSP値)の両方を測定している場合には、空腹時血糖の値を優先。)

②脂質:空腹時中性脂肪150mg/dl以上(やむをえない場合は随時中性脂肪175mg/dl以上) または HDLコレステロール40mg/dl未満

③血圧:収縮期血圧130mmHg以上 または 拡張期血圧85mmHg以上

3.実施方法

(1) 実施場所等

ア 安城市保健センター(安城市健康推進課)及び委託実施機関で実施する。

委託にあたっては、令和8年3月に厚生労働省が作成した「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.3版)」(以下「手引き」という。)の4-1委託基準を踏まえ、委託先を選定することとする。

イ 特定保健指導を実施する機関は、原則、特定保健指導対象者への初回時の面接による支援(初回面接)から実績評価(積極的支援の場合は進捗評価(中間評価)を含む)(以下「実績評価等」という。)までを行う。

ただし、初回面接を行なった実施機関が、実績評価等を行うことが困難な場合は、別の実施機関が行うことができるものとする。この別の実施機関が実績評価等を行なう場合に、特定保健指導対象者の保健指導全体の総括・管理を行う者として、特定保健指導調整責任者を設置することとし、特定保健指導調整責任者は国保年金課長とする。

(2) 実施項目

ア 特定健康診査

手引き1-2実施内容(健診項目)を基準とする。ただし、詳細な健診の項目の判断基準は、委託時に別途定めるものとする。

イ 特定保健指導

手引き2-4動機付け支援及び2-5積極的支援を基準とする。

(3) 実施期間

ア 特定健康診査 5月から翌年2月まで

イ 特定保健指導 通年

(4) 利用方法等

特定健康診査については、対象者に受診票を送付し、受診しようとする者は、受診票、質問票及びマイナ保険証または資格確認書を実施機関へ提示して受診する。

特定保健指導については、対象者に利用券を送付し、特定保健指導を受けようとする者は、受ける際に利用券、特定健康診査結果票及びマイナ保険証または資格確認書を実施機関へ提示することを基本とする。

ただし、特定健康診査と同一機関で特定保健指導を受ける場合は、利用券の送付及び特定健康診査結果票の提示を省略することができる。

(5) 自己負担額

特定健康診査、特定保健指導ともに無料とする。

(6) 実施形態

安城市健康推進課へ執行委任する。

(7) 他の法令に基づく健診受診者等

特定健康診査の対象者が、労働安全衛生法等の法令に基づく健診を受診した場合等、その結果を市に提供することで特定健康診査結果のデータとして活用できる場合は、結果データの収集に努めることとする。

なお、市が結果データを受領した場合は、特定健康診査の対象者から除外できるものとする。

(8) 周知等の方法

特定健康診査受診年度の4月1日時点で特定健康診査の対象である安城市国民健康保険被保険者に受診票を送付する。また、特定保健指導の対象となった者には、第3項(4)のただし書きにより利用券の提示を省略できる者を除き、利用券を送付する。

その他、第3期安城市国民健康保険データヘルス計画に沿って周知を図る。

4. 個人情報の保護

(1) 記録の保持

ア 記録の保存方法

原則として電子媒体で保存することとし、必要に応じて紙帳票により保存する。健診データやレセプト等で知り得た個人情報は、適正かつ厳重な管理を行うとともに、目的外使用をしないものとする。

イ 保存体制

原則として特定健康診査等の完了した年度の末日より最低5年間保存するものとする。

ウ 外部委託

外部委託を行う際には、知り得た個人情報の厳正な管理及び取扱いについて規定した契約を締結する。また、国民健康保険団体連合会へ特定健康診査等のデータの処理及び管理業務の一部を委託する。

(2) 記録の管理に関する規定

下記の法令等を遵守して、個人情報を取扱うこととする。

ア 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

ウ 安城市情報セキュリティ規則(平成23年安城市規則第19号)

5.達成目標及び対象者数の見込み

(1) 達成目標

国では、市町村国保において、計画期間の最終年度である令和11年度までに特定健康診査受診率60.0%以上、特定保健指導実施率60.0%以上を達成することとしているが、本市のこれまでの実績等を鑑みると、国の示す特定保健指導の目標値と大きな乖離があり、国の示す目標値を達成することは非常に困難な状態である。

令和11年度の最終目標値は、最大限に努力して近づけるための目標値と位置付け、特定健康診査受診率50.0%以上、特定保健指導実施率28.0%以上を目標値として設定する。

(2) 計画期間中の目標値と特定健康診査対象者数及び受診者数の見込み

以下は、令和6年度から令和11年度までの特定健康診査受診率の目標値と特定健康診査対象者数及び受診者数について、各年度の見込みを示したものである。

特定健康診査対象者数及び受診者数の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査対象者数(人)	20,122	19,353	18,766	18,134	17,671	17,342
特定健康診査受診率(%) (目標値)	47.5%	48.0%以上	48.5%以上	49.0%以上	49.5%以上	50.0%以上
特定健康診査受診者数(人)	9,558	9,290	9,102	8,886	8,748	8,671

(3) 計画期間中の目標値と特定保健指導対象者数及び実施者数の見込み

以下は、令和6年度から令和11年度までの特定保健指導実施率の目標値と特定保健指導対象者数及び実施者数について、各年度の見込みを示したものである。

特定保健指導対象者数及び実施者数の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定保健指導対象者数(人)	899	874	856	836	823	816
特定保健指導実施率(%) (目標値)	18.0%以上	20.0%以上	22.0%以上	24.0%以上	26.0%以上	28.0%以上
特定保健指導実施者数(人)	162	175	189	201	214	229

(4) 実施計画の評価及び見直し

ア 実施状況及び目標の達成状況の評価方法

第5項に定める実施率を目標値とし、第3期安城市国民健康保険データヘルス計画において毎年度実施する各保健事業の進捗状況報告時に、達成状況进行评估する。

イ 実施計画の見直しに関する考え方

変更の必要性がある時は、随時見直しを行う。

なお、大幅な見直しを行った場合は、遅滞なく変更後の計画を公表するものとする。

(5) 実施計画の公表及び周知

ア 公表方法

国保年金課に備えるとともに、安城市ホームページ「望遠郷」に掲載し、公表する。

イ 趣旨の普及及び啓発の方法

安城市公式ホームページ「望遠郷」により普及啓発を図る。

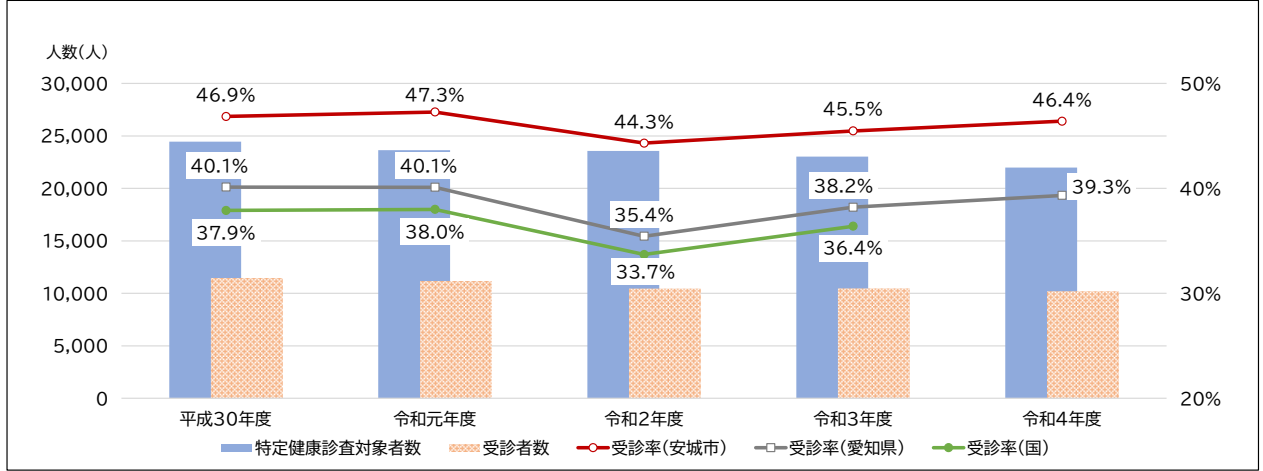
(6) その他

その他必要な事項は別に定める。

参考資料 特定健康診査及び特定保健指導実施状況

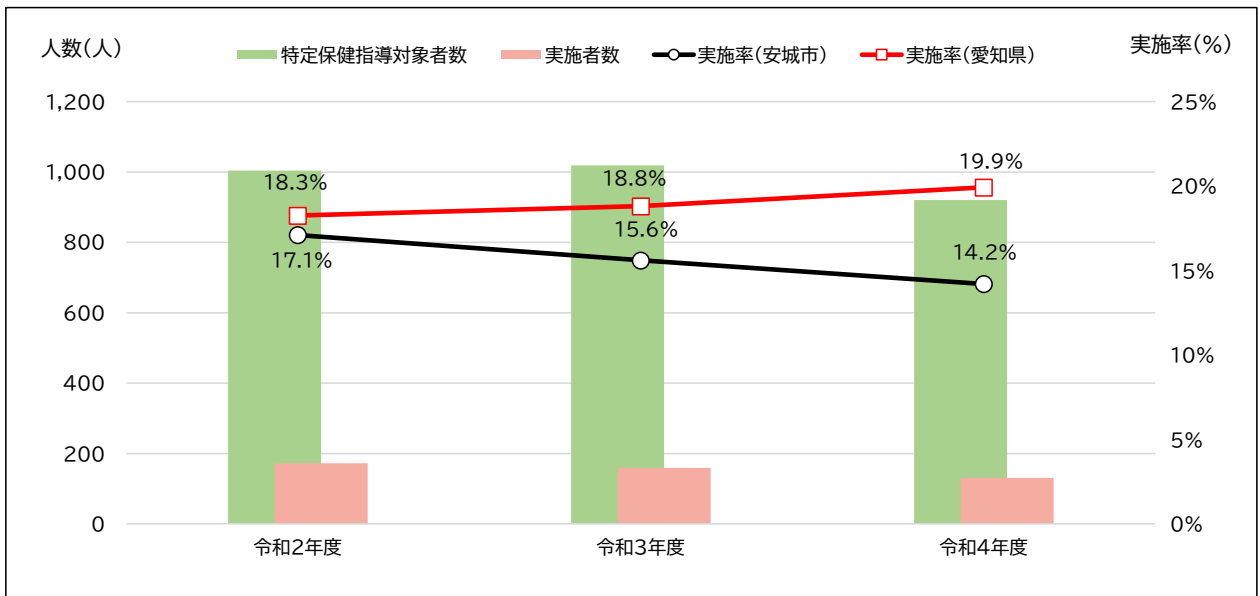
以下は、本市の特定健康診査受診状況と特定保健指導実施状況を年度別に示したものです。

年度別 特定健康診査受診状況



出典:法定報告値

年度別 特定保健指導実施状況



出典:法定報告値